

2016年3月24日

ゼリア新薬工業株式会社
代表取締役社長兼 COO 伊部 充弘 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳
【連絡先（事務局）】担当：袋井
〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1番1号
天満橋千代田ビル
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
E-mail : info@kc-s.or.jp
HP: [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

再お問い合わせ

当団体が送付した2015年11月27日付「お問い合わせ」に対し、貴社から、同年12月21日付で「2015年11月27日付お問い合わせについて（以下「貴社回答書」といいます）」をいただきました。当団体において「貴社回答書」を検討したところ、まだいくつかお尋ねしたいことがあり、本「再お問い合わせ」を行う次第です。

つきましては、本「再お問い合わせ」に対する貴社のご回答を、2016年4月22日までに書面にて当団体事務局まで送付いただきますようお願いいたします。貴社の誠実かつ迅速な対応をお待ちしております。

また、当団体は、貴社との交渉経緯等を勘案の上、公開にて（当団体ホームページ等への掲載を含みます）不当条項の使用停止などの「申入れ」をさせていただきます場合がありますので、予めご承知おきください（当団体の活動方針については、詳しくは以前送付しました「KC'sの『お問い合わせ』『申入れ』『差止請求訴訟』における活動方針・情報公開ルールについて」をご参照ください）。

記

【再お問い合わせ】

1 「飲む人」の表現の意味について

前回、当方は、質問事項2において、『へパリーゼ W』、『へパリーゼ W HYPER』、『へパリーゼ W 粒タイプ』の貴社ウェブサイト上には「飲む人にうれしい2つの成分」との表記が見られますが、これは「お酒を飲む人にうれしい」ことを意味するのでしょうか。」との質問をさせていただきました。貴社から回答をいただきましたが、要旨が明確とは言えない内容でした。

そこで、再度ご質問させていただきます。「飲む人にうれしい」の「飲む人」とは、(1)「お酒を飲む人」という意味なのか、それとも(2)「へパリーゼの製品を飲む人」という意味なのか、どちらなのでしょう。

2 「へパめし」について

貴社ウェブサイト「へパめし」のページには、「飲む人による飲む人のための、へパリーゼならではのレシピコンテンツ、それが「へパめし」です。」との記載があります。その中に「お酒を飲む人に“やさしいフードメニュー”と“おいしいお酒”を提供する飲食店をご紹介します。…」という耳より酒場情報も載せておられます。ここでいう「飲む人」とは、(1)「お酒を飲む人」という意味なのか、それとも(2)「へパリーゼの製品を飲む人」という意味なのか、どちらなのでしょう。



飲む人による飲む人のための、へパリーゼならではのレシピコンテンツ、それが「へパめし」です！
「ああ、飲みすぎたあ…」「きのうははしやぎすぎた…」という人たちにピッタリなレシピ「へパめし」を料理家栗原友がお届けします。

飲み好き料理家 栗原友の
飲みすぎたあなたのためのレシピレパートリー

耳より酒場情報
キニナルーゼ

お酒を飲む人に“やさしいフードメニュー”と“おいしいお酒”を提供する飲食店をご紹介します。今日も飲みたいあなたのための外飲み情報、それが「キニナルーゼ」です！

3 ウコンエキスの含有について

貴社製品のうち、清涼飲料水、炭酸飲料、栄養補助食品は、いずれもウコンエキスを含有しているとされています。ウコンエキスを入れる理由、ウコンエキスを入れることによって何を期待するものであるかをご教示ください。

4 商品名について

貴社のヘパリーゼシリーズは、医薬品、医薬部外品、食品のすべてについて「ヘパリーゼ」の商品名を統一的に使っておられます。

滋養強壮、栄養補給、虚弱体質に対して効能効果をもつ医薬品・医薬部外品と、単なる食品とを、統一的な商品名で販売するのは、どのような目的のためでしょうか。

商品に、「医薬品」「医薬部外品」「清涼飲料水」「炭酸飲料」「栄養補助食品」との記載があったとしても、消費者は必ずしも明確にこれらを峻別するとは限らず、統一的な商品名を使うことによって、区別がつきにくくなるおそれがあると考えますが、貴社のご見解をお聞かせください。

また、「ヘパリーゼ W 粒タイプ」は「栄養補助食品」に分類されていますが、「栄養補助食品」の定義を教えてください。

5 商品外装の肝臓の絵について

貴社の「ヘパリーゼ」シリーズの商品外装には、医薬品であるもの、医薬部外品であるもの、それ以外のものを通じて、すべての商品に肝臓を想起させる絵が記載されています。

ウェブサイトにおける貴社のご説明によれば、医薬品に該当する4商品は、いずれも、肝臓水解物やジクロロ酢酸ジイソピルアミンを含有し、これが肝臓に作用して滋養強壮効果を発揮するとされています。

他方、清涼飲料水等の食品については、そのような効能効果は表示できないはずですし、実際、貴社のウェブサイトでもそのような効能効果は記載されていません。

しかしながら、清涼飲料水等の食品についても、肝臓の絵が記載されることによって、一般消費者は、ヘパリーゼシリーズの医薬品と同様の効能効果があるかのように受けとめるおそれがあると危惧されます。

少なくとも、清涼飲料水、炭酸飲料、栄養補助食品の外装に、肝臓の絵を記載することは、一般消費者に、これらの商品が肝臓機能の回復や増強に役立つものとの印象を与えるものと考えますが、貴社のご見解をお聞かせください。

以上